



日田市監査委員告示第 12 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象： 咸宜小学校、若宮小学校、三芳小学校、朝日小学校、  
三和小学校、有田小学校、大明小学校、三隈中学校、  
戸山中学校、大明中学校

令和7年12月11日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。



## 令和7年度定期監査（学校監査）結果報告書

- 1 **監査の対象** 咸宜小学校、若宮小学校、三芳小学校、朝日小学校、三和小学校、有田小学校、大明小学校、三隈中学校、戸山中学校、大明中学校
- 2 **監査の期間** 令和7年11月10日から令和7年11月13日まで
- 3 **監査の場所** 監査対象の各小・中学校
- 4 **監査の着眼点**

令和7年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、日田市立小中学校30校から選定した小学校7校、中学校3校の財務に関する事務の執行状況及び学校施設の管理状況が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

### 5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和6年度に執行された財務事務を主に、帳票等の照合及び証拠書類を調査し、関係職員からの説明聴取や実地監査を行った。物品の管理については、備品一覧表と現物との照合確認を行い、防災設備については、日田玖珠広域消防組合消防長へ依頼した調査結果を基に実地調査を行ったものである。

### 6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されていた。  
なお、教育委員会及び各学校に対し、口頭で指摘した事項については検討・改善を図られ、今後も引き続き適正な事務執行及び施設管理に努められたい。